

特定非営利活動法人 チッタディーノオペラ振興会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人チッタディーノオペラ振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区小石川2丁目1番13-401号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、無名の若手オペラ歌手を発掘、育成し公演等の発表の場を多く提供して世に送り出すとともに、伝統的イタリアオペラの継承と日本独自の創作オペラの創作支援、そして安価で質の高いオペラの持続的公演を目指して、市民参画による合唱団を編成・訓練するなど、市民オペラとして定着させ、その普及に努めることを目的とし、もって日本文化の振興に寄与するものである。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化・芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

- (1) 市民オペラ公演の企画、準備、開催事業
- (2) 学校等の鑑賞教室、依頼公演、コンサート等の企画、準備、支援事業
- (3) オペラ、各種イベント、公演会等の企画、コンサルテーション、支援事業
- (4) 公演会等出演者のレッスン等訓練、教育事業
- (5) 市民オペラ等に関する普及、啓発事業
 - ① 機関紙、広報誌、公演会報告書等、市民オペラ普及、啓発書の発刊
 - ② ホームページの開設、運営

- 6) 創作オペラの創作支援事業
- 7) 伝統息イタリアオペラの継承に関するイタリア等へのツアー、留学生の交流支援事業
- 8) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は次の収益事業を行う。

- 1) 一般図書の出版、販売事
- 2) 一般歌謡の CD、カセットテープ等の製作、販売事業
- 3) 各種公演会ポスター、チラシ等の製作及び販売事業
- 4) 機関紙等への広告掲載

3 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第 1 項に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して支援活動を行う個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会について特に条件を定めない。

- 2 会員として入会を希望するものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 4 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに到ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納金しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長とし、2人以内の副理事長を置くことができる

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の会計の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の会計の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、理事長が決議し、理事会及び総会に報告する。

(会長、名誉会長)

- 第20条 役員の他に会長1人、名誉会長1人をおくことができる。
- 2 会長、名誉会長は理事会が選任し任命する。
 - 3 会長、名誉会長は名誉職とする。

(事務局及び職員)

- 第21条 この法人に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び事業予算並びにその変更
 - (5) 収支報告及び収支決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合は、その限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由で総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に

加わることができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければ成らない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の2以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した

書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を、作成しなければならない。

ない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 補助金等その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることがで

きる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

- 第48条 予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

- 第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第53条 この法人は次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、

法第11条第3項に掲げる者のうち、東京都文京区に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上

の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1・この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2・この法人の設立当初の役員は別表に掲げる者とする。
- 3・この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4・この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総

会の定めるところによるものとする。

5・この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

6・この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、年に次に掲げる額とする。(一口以上)

- | | | | | |
|----------|-------|----------|-------|---------------|
| (1) 正会員 | 入会金一口 | 10,000、円 | 年会費一口 | 5,000円 (一口以上) |
| (2) 賛助会員 | 入会金一口 | 5万円 | 年会費一口 | 10万円 (一口以上) |